

2010年11月19日

国立がん研究センターで実施している「がん相談対話外来」の 実施体制について

国立がん研究センター理事長 嘉山孝正

はじめに

国立がん研究センターでは、本年4月に独立行政法人化後、「がん難民をつくらない」ことを使命の一つとして掲げ、「All Activities for Cancer Patients（職員の全ての活動はがん患者のために!）」という新たに定めた標語のもと、全職員が結束して使命を達成するために努めているところである。

がん難民を解消するための取り組みの一環として、「がん相談対話外来」を7月12日から開設し、がん患者の方々の目線にて、そのおかれている状況の中で受けることができる最良の医療について、患者や家族の方々と対話をしながら考えていくための取り組みを開始していることは、前回のがん対策推進協議会で報告した通りである。

今回は、「がん相談対話外来」を実施するにあたって、必要な体制と費用についてご紹介したい。

がん相談対話外来の実施体制

本外来では、医師・看護師が、患者や家族とまず30分程度の時間をかけて相談・対話を行いながら、説明をしていく。

続いて、医師に聞けなかった悩みや分かりにくい説明が無かったか、看護師だけとの面接を通じて確認し、再び医師も同席して、患者の悩みや相談に応えられるよう説明を行い、全体で1時間程度で終了する。

がん相談対話外来は、平日毎日、13時～17時、2つのブースで実施しており、1日当たり8件に対して実施している。

がん相談対話外来に関する収支

●必要な経費

- ・ 医師の人件費（1時間の外来を8件実施した場合）
（医師の時間給）円/時 × 8人 = （医師の人件費）円/日
- ・ 看護師の人件費（1時間の外来を8件実施した場合）
（看護師の時間給）円/時 × 8人 = （看護師の人件費）円/日
- ・ がん専門相談員の人件費（2件の外来に同席した場合）
（ソーシャルワーカーの時間給）円/時 × 2人 = （がん専門相談員の人件費）円/日
- ・ 精神腫瘍医の人件費（精神腫瘍医に1件紹介した場合）
（医師の時間給）円/時 × 1人 = （精神腫瘍医の人件費）円/日

※ 上記以外に事務員等の人件費、雑費等の経費が必要

●がん相談対話外来で得られる収入

がん相談対話外来費用 26,250 円 - 医師に対する支給額 5,000 円 = 21,250 円/件
（がん相談対話外来に従事した医師に対して、1回につき 5,000 円支給している）

21,250 円/件 × 8 件/日 = 170,000 円/日 （≒3,400,000 円/月）

まとめ

「がん相談対話外来」は病院にとって一定の収益のある外来ではあるが、それ以上に、がん難民を解消していくための取り組みという意義の方がはるかに大きい。

「がん相談対話外来」の特色として、従来の医師のみのセカンドオピニオンと異なり看護師が同席することにより、アンケートでは9割の利用者が看護師の同席を良かったと評価し、ほぼ全ての方（98.4%）が満足していた。ほぼ全ての方が目的を果たすことができたと回答しており（99.6%）、「がん相談対話外来」はその目的を十分に果たしている。

今後、この「がん相談対話外来」のように、がん患者や家族の方々の視点に立ち、そのおかれている状況の中で受けることができる最良の医療について、医療者がともに考えていくことを重視した医療が実施されていく体制が整備されていく必要がある。